

住宅防音工事のあらまし

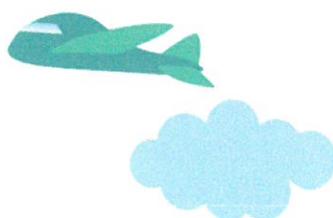


沖縄防衛局

はじめに

沖縄防衛局では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊や在日米軍の飛行場の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止又は軽減するために、皆様方がお住まいの住宅に対して防音工事の助成を行っています。

このパンフレットは、皆様方に防音工事の内容と申請の手続き等を知っていただくため、その内容をわかりやすく、ご紹介するものです。

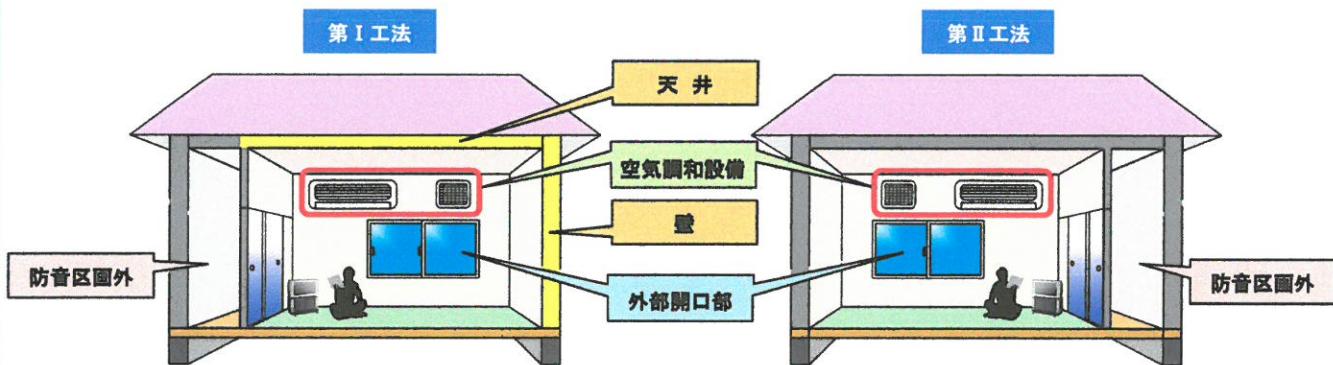


もくじ

1	住宅防音工事とは	3
2	住宅防音工事の助成の手続き	5
3	補助金の額	6
4	設計事務所及び工事請負業者の選定	6
5	機能復旧工事について	7
6	助成を受けられる場合の注意	8
7	事務手続について	8
8	よくあるご質問	9
9	関係法令	12
10	悪質業者への注意	12

1

・住宅防音工事とは・・・

住宅防音工事の内容
(※例:木造系住宅の場合)

◆防衛省の定めた住宅防音工事標準仕方書により防音工事を行って頂きます。◆

※住宅防音工事標準仕方書は、防衛省のホームページ
(<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/shikatasyo.html>) で確認できます。

区分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法
施工対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域
計画防音量	25dB以上	20dB以上
屋根	既存のまま	既存のまま
天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造	原則として既存のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等が在る場合は有効な遮音工事を実施
壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造	
外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）の取付	防音サッシ（第Ⅱ工法用）の取付
内部開口部	原則として既存のまま。ただし、襖、障子等についてはフラッシュ戸等に交換	
床	原則として既存のまま	
空気調和設備	換気装置及び冷暖房機等の設置 (換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台) (冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで)	
その他	防音工事に伴う必要な工事	

【WECPNL】

- WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略です。Wと略して使用します。
- 音響の強度（dB(A)デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。
- なお、「航空機騒音に係る環境基準について」の一部改正（平成25年4月1日適用）により、航空機騒音のうるささを表す単位が変更されたことから、今後の第一種区域等は新たな単位で指定することとしています。

住宅防音工事の区分

1 一挙防音工事

- 初めて行う住宅防音工事です。
- 世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。

2 追加防音工事

- 従前の新規防音工事^(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
- 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
- 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

3 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

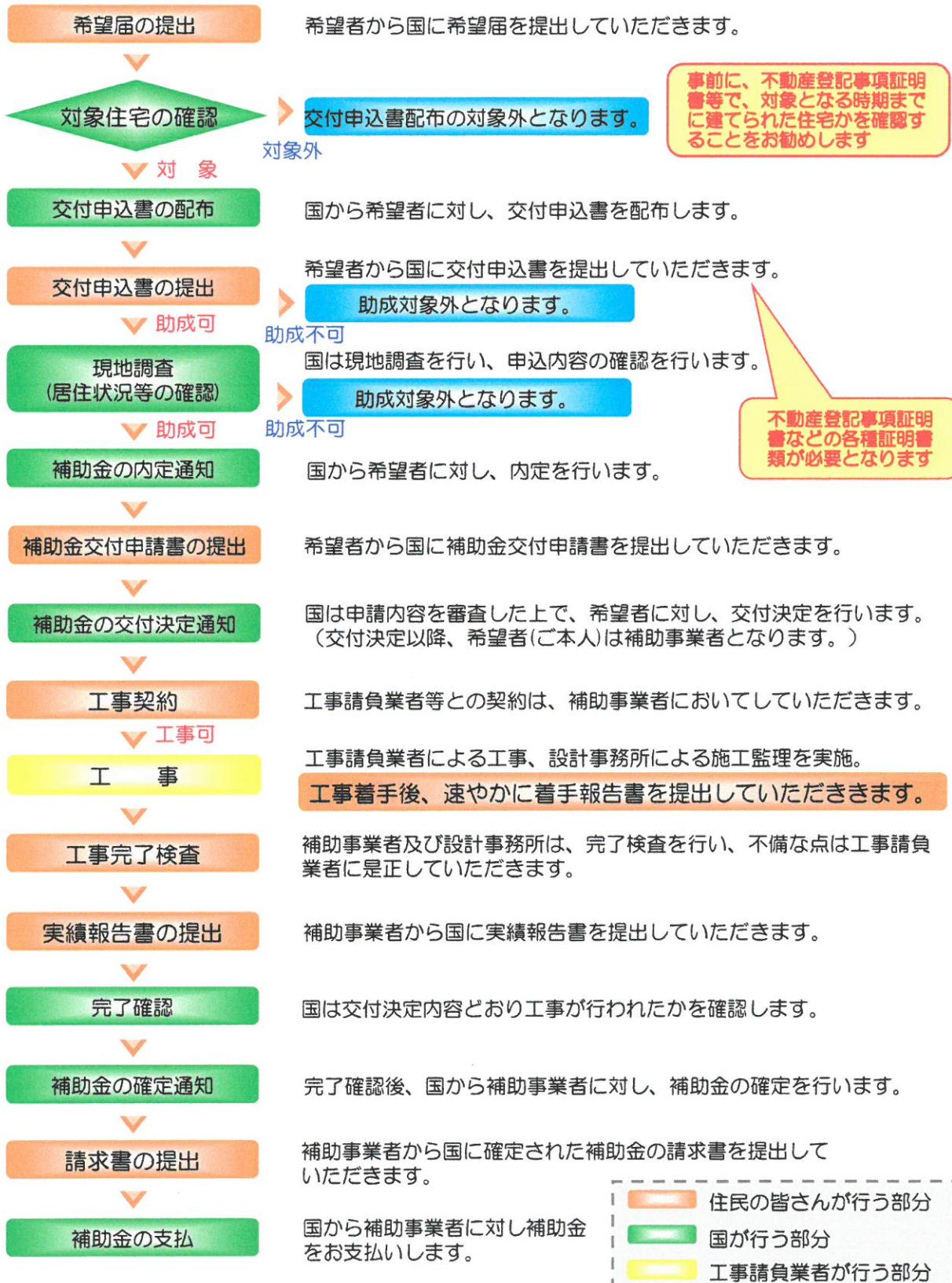
4 外郭防音工事

- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 85W以上の区域に所在する住宅及び75W以上85W未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象となります。
- 85W以上の区域に所在し、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

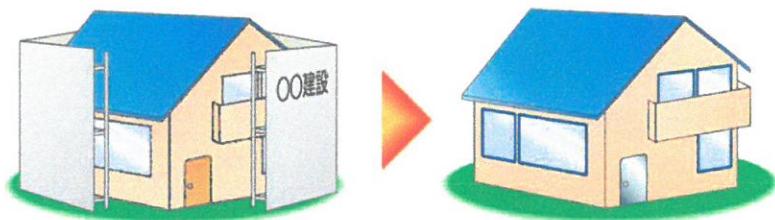
◆対象区域は、以下の防衛局等に設置した「縦覧図」で自由に閲覧できます。

- (沖縄防衛局) 嘉手納飛行場・普天間飛行場
- (金武出張所) 嘉手納飛行場

2 ・住宅防音工事の助成の手続き・・・



3 補助金の額・・・



住宅防音工事に係る費用は
原則 100%補助です!

限度額が設けられていますので、それを超えた金額は自己負担となります。

また、ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用についても
自己負担となります。

4 設計事務所及び工事請負業者の選定・

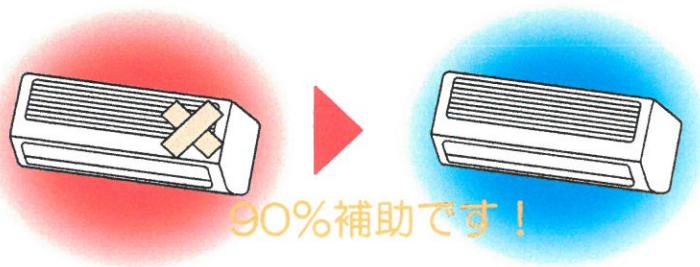
- 住宅防音工事の実施にあたっては、設計及び工事の施工監理を行う「設計事務所」と、工事を行う「工事請負業者」と、契約を締結していただきます。
- 設計事務所及び工事請負業者については、皆様方ご本人が、その責任において選定していただくことになります。
(国は、工事請負業者等の斡旋はしていません。)
- 契約は補助金の交付決定後に行ってい
ただくことになります。
- 契約前に工事に着手することはでき
ません。
- 設計事務所と工事請負業者は、それ
ぞれ別の会社~~※~~にしていただく必
要があります。
※資本又は人事面において関連がなく、
補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼ
すおそれのない会社等



5 機能復旧工事について・・・

1 空気調和機器の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
 - 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。
- ※住宅防音工事により設置した空気調和機器に替えて、補助事業者自らの負担で設置した空気調和機器についても、住宅防音工事完了日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合は対象となります。
- 補助率は90%です。（自己負担は10%となります。）
 - ただし、助成を受けられる方が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている方である場合、補助率は100%となります。



住宅防音工事で設置した冷暖房機、換気扇、レンジフードが対象となります。

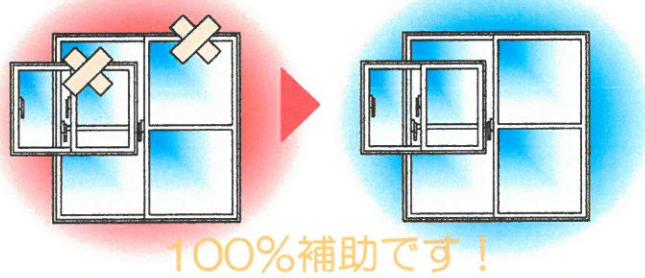
2 防音建具の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。なお、75W区域については、住宅防音工事の完了の古い順から実施しております。

※住宅防音工事により設置した防音建具に替えて、補助事業者自らの負担で設置した防音建具についても、住宅防音工事完了日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合は対象となります。

- 補助率は100%です。

住宅防音工事で設置したアルミサッシが対象となります。



100%補助です！

6 • 助成を受けられる場合の注意 • • •

- 住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。
- 工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となりますので、十分にご注意下さい。
(国からお支払いできません)
- 希望者が多い場合は、工事の実施まで時間がかかる場合があります。

7 • 事務手続について • • •

- 住宅防音工事を実施する上で皆様方には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく各種事務手続を行っていただいています。
- 事務手続に係る費用は、これまで「地方事務費」として助成しておりましたが、平成22年5月に行われました行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、住宅防音工事に関する地方事務費の制度については「廃止」との評価結果となりました。
- このため、平成23年度から、地方事務費制度の廃止に伴う措置として、皆様方が行う書類作成等の事務手続については、国や国が委託した者がお手伝いをさせていただくこととしました。

(注 意)

- 皆様方が自ら事務手続を行う場合においても、要した費用をお支払いすることはできません。
- 皆様方をお手伝いするための費用は、国が委託先に直接支払いますので、皆様方へのご負担はありません。
- 国の職員や国が委託した者などが、一時的であっても、皆様方へ金銭を請求することはありませんので、もし、金銭を要求された場合は、要求に応じず、沖縄防衛局までご連絡ください。



8

・よくあるご質問・・・



Q1

住宅防音工事及び復旧工事の対象となる住宅は、どんな住宅ですか？



住宅防音工事又は復旧工事を希望される場合は、下記の表に該当する住宅が対象となります。

希望届をお出しのうえ前に不動産登記簿等で建設時期等をご確認ください。

詳しくは沖縄防衛局にお問い合わせください。

(住宅防音工事)

対象地域	対象時期	対象地域	対象時期
嘉手納飛行場周辺 (85W以上区域)	昭和58年3月10日 (平成20年3月10日)	普天間飛行場周辺	昭和58年9月10日

(空調復旧工事)

対象地域	対象時期
嘉手納及び普天間飛行場周辺	住宅防音工事が完了した日から10年以上を経過

(建具復旧工事)

対象地域	対象時期
嘉手納及び普天間飛行場周辺 (80W以上区域)	住宅防音工事が完了した日から10年以上を経過
嘉手納及び普天間飛行場周辺 (75W区域)	住宅防音工事の完了の古い順から実施 ※詳しくは沖縄防衛局にお問い合わせください。



Q2

私の家は住宅防音工事の対象区域に入っていますか？



沖縄防衛局に置かれた「縦覧図」で確認できます。

また、沖縄防衛局にお問い合わせいただいても結構です。

※金武出張所に置かれた「縦覧図（嘉手納飛行場）」でも確認できます。



Q3

家を建て替えた場合、住宅防音工事の対象となりますか？



対象区域を指定した時に建っていた住宅については、その住宅を取り壊した時の所有者が居住者の方が、建て替えた後の住宅で防音工事をする場合に対象となります。



Q4

住宅防音工事希望届はどこにありますか？



A4

沖縄防衛局のホームページに掲載しています。
また、市町村役場等にも備え置いてあります。
所要事項を記入のうえ、沖縄防衛局へ提出して下さい。
(郵送可。宛先は住宅防音工事希望届に記載されています。)

◆沖縄防衛局URL

<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/07oshirase/kikaku/kikakubu-info/261211jubokiboutodoke.pdf>



Q5

住宅防音事業補助金交付申込書を提出すれば、防音工事が出来るのですか？



A5

ご提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。
場合によっては対象とならないことがあります。



Q6

工事請負業者がよく営業に回ってきますが、国が工事請負業者を指定しているのですか？



A6

国が工事請負業者を指定、斡旋することはありません。
工事請負業者は皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。



Q7

工事請負業者等との契約は、誰が行うのですか？



A7

皆様方ご本人が交付決定後に工事請負業者等と契約を結んでいただきます。工事は契約締結後、実施していただきます。



Q8

防音工事と併せて、床等の張り替え工事も出来ますか？



A8

可能ですが、その分は自己負担となります。
詳しくは、沖縄防衛局までお問い合わせ下さい。



Q9

防音工事を実施した家を売りたいのですが？



A9

所要の手続きが必要となりますので、沖縄防衛局までお問い合わせ下さい。



Q10

防音工事を実施した家を改造したいのですが？



A10

所要の手続きが必要となりますので、沖縄防衛局までお問い合わせ下さい。



Q11

交付申込書を提出するときに、どの様な書類が必要ですか？



A11

以下の書類が必要となります。

- ① 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）又は家屋所在証明書
- ② 住民票（世帯全員記載のもの）

③ 印鑑証明書（借家の場合は所有者と借家人両者のもの）

※ただし、交付申込書提出時又は現地調査時に運転免許証、健康保険証等で、直接本人確認ができる場合には印鑑証明書の添付は不要です。

これらは交付申込書の提出前の3ヶ月以内に作成されたものを提出して下さい。

※住民票や印鑑証明書を揃える前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認することをお勧めします。

また、「告示日以降に住宅を建て替えた」「借家人が外国籍」「相続等による名義変更が未済」などの場合には、別途提出していただく書類がありますので、お問い合わせ下さい。

9・関係法令・・・

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(住宅の防音工事の助成)

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を探るものとする。

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定)

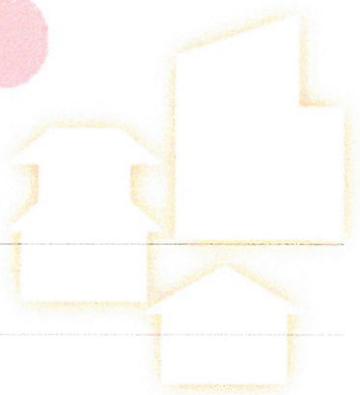
第八条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

10・悪質業者への注意・・・

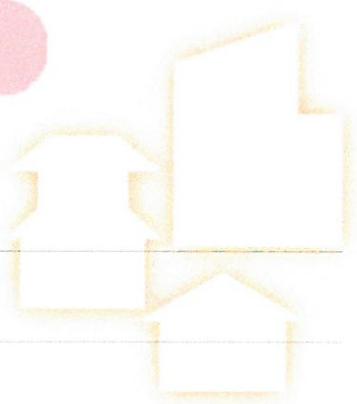
- 一部工事請負業者による悪質（強引、巧妙）な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。
- 国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意下さい。
- 工事請負業者との契約は補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。
- 皆様方の事務手続のお手伝いについて、
国が委託先以外の者に依頼すること
はありません。
なお、その費用を皆様方に請求する
ことはありません。



MEMO



MEMO



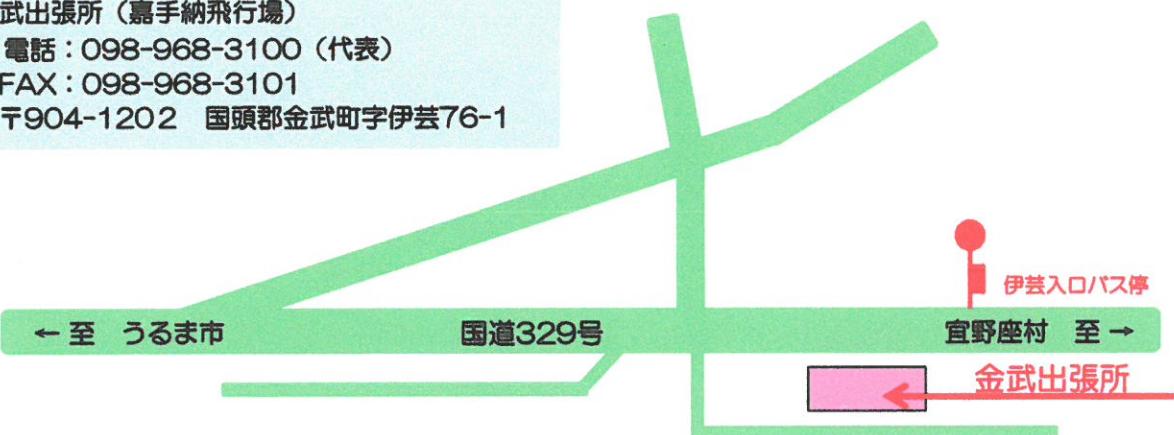


住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

沖縄防衛局 企画部 住宅防音課（嘉手納飛行場及び普天間飛行場）
電話：098-921-8150（直通）
FAX：098-921-8176
〒904-0295 中頭郡嘉手納町嘉手納290-9



金武出張所（嘉手納飛行場）
電話：098-968-3100（代表）
FAX：098-968-3101
〒904-1202 国頭郡金武町字伊芸76-1



平成30年6月現在

沖縄防衛局
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>